

○船舶検査心得 2-1-5 船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>附属書[2] 海水バラスト専用タンク及びバルクキャリアの二重船側部の防しよく塗装に関する性能基準</p> <p>この附属書は、MSC決議 215(82)に基づいている。ただし、本附属書第 3.4.3.1 項及び第 3.4.3.2 項については、MSC.1/Circ.1330 附属書第 7 節に基づいて書き下している。</p> <p>3 総則</p> <p>3.4.2 (略)</p> <p>1~.5 (略)</p> <p>.6 造船所の確認された検査記録 (以下を含む。) ;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 検査完了日 ;</li> <li>- 検査結果 ;</li> <li>- 注意点 (もしあれば) ; 及び</li> </ul> <p><u>2 「保護塗装の保守及び修繕に関するガイドライン (MSC.1/Circ.1330) を参照すること。</u></p> <p>3.4.3 就航後の保守、修繕及び部分的再塗装 (削除)</p>	<p>附属書[2] 海水バラスト専用タンク及びバルクキャリアの二重船側部の防しよく塗装に関する性能基準</p> <p>3 総則</p> <p>3.4.2 (略)</p> <p>1~.5 (略)</p> <p>.6 造船所の確認された検査記録 (以下を含む。) ;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 検査完了日 ;</li> <li>- 検査結果 ;</li> <li>- 注意点 (もしあれば) ; 及び</li> </ul> <p><u>2 機関 (IMO) によりガイドラインが作成される。</u></p> <p>3.4.3 就航後の保守、修繕及び部分的再塗装 <u>就航後の保守、修繕及び部分的再塗装は、塗装の保守及び修繕ガイドライン<sup>2</sup>の該当部分に従つて塗装テクニカルファイルに記録しなければなら</u> <u>ない。</u></p>	<p>関連国際基準を明記</p> <p>ガイドラインが策定されたことに伴う改正</p> <p>Circ.1330 の策定に伴い、同 Circ 第 7 項を反映</p>

改 正 案	現 行	備 考
<p>3.4.3.1 <u>保守を行った場合には、次に掲げる事項を塗装テクニカルファイルに記録すること。</u></p> <p>1. <u>テクニカルデータシートの写し（以下を含む。）：</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- <u>製品名及び識別マーク及び/又は番号；</u></li> <li>- <u>塗装システムの材料、成分及び配合、色；</u></li> <li>- <u>最小及び最大乾燥膜厚；</u></li> <li>- <u>塗布方法、ツール及び/又は機器；</u></li> <li>- <u>塗装する際の表面条件（錆落としのグレード、清浄度、粗度など）；及び</u></li> <li>- <u>環境条件（温度及び湿度）；</u></li> </ul> <p>2. <u>塗装施工に関する造船所の保守の記録（以下を含む。）：</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- <u>各区分における実際に塗布した場所及び面積（㎡）；</u></li> <li>- <u>塗装中の環境条件；及び</u></li> <li>- <u>表面処理方法；</u></li> </ul>		<p>Circ. 133 0 7.2 項</p>
<p>3.4.3.2 <u>修繕を行った場合には、次に掲げる事項を塗装テクニカルファイルに記録すること。</u></p> <p>1. <u>適合書又は型式承認証書の写し</u></p> <p>2. <u>テクニカルデータシートの写し（以下を含む。）：</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- <u>製品名及び識別マーク及び/又は番号；</u></li> <li>- <u>塗装システムの材料、成分及び配合、色；</u></li> <li>- <u>最小及び最大乾燥膜厚；</u></li> <li>- <u>塗布方法、ツール及び/又は機器；</u></li> <li>- <u>塗装する際の表面条件（錆落としのグレード、清浄度、粗度など）；及び</u></li> <li>- <u>環境条件（温度及び湿度）；</u></li> </ul> <p>3. <u>塗装施工に関する造船所の作業記録（以下を含む。）：</u></p>		<p>Circ. 133 0 7.3 項</p>

改 正 案	現 行	備 考
<p>— 各区分における実際に塗布した場所及び面積 (m<sup>2</sup>) ;</p> <p>— 施工した塗装システム ;</p> <p>— 塗装日時、厚さ、層数など ;</p> <p>— 塗装中の環境条件 ; 及び</p> <p>— 表面処理方法 ;</p> <p>4. 塗装検査員が記した塗装日誌—塗料メーカーが満足する仕様に従って塗装が施工されたことを記載したもの、及び当該仕様に適合していない場所を記載したもの (日誌及び不適合記録簿の例は、別添[2]参照)</p> <p>5. 造船所の確認された検査記録 (以下を含む。) ;</p> <p>— 検査完了日 ;</p> <p>— 検査結果 ;</p> <p>— 注意点 (もしあれば) ; 及び</p> <p>— 検査員のサイン ; 及び</p> <p>6. 当初の塗装システムと異なる場合には、就航中における塗装システムの保守及び修繕方法</p>	<p>表 1 — 海水バラスト専用タンク及び乾舷用船の長さ 150m 以上のバルクキヤリアに配置された二重船側部のための基本的な塗装システムの要件 (表略)</p>	<p>MSC88 に おいて、 塩分濃度 測定方法 に 関 し NACE 規格 による同 等確認が 認められ</p>
<p>3~5 (略)</p> <p>6 ISO 8502-9:1998 “Preparation of steel substrate before application of paints and related products - Visual assessment of surface cleanliness - Test for the assessment of surface cleanliness” に従った電導度による計測又は NACE SP0508-2010 Item no. 21134 に従っ</p>	<p>3~5 (略)</p> <p>6 ISO 8502-9:1998 “Preparation of steel substrate before application of paints and related products - Visual assessment of surface cleanliness - Test for the assessment of surface cleanliness” に従った電導度による計測</p>	<p>MSC88 に おいて、 塩分濃度 測定方法 に 関 し NACE 規格 による同 等確認が 認められ</p>

改 正 案	現 行	備 考
<p>て ISO 8502-9:1998 との同等性が確認された代替計測方法</p> <p><u>心得附則 (平成 22 年 1 月 1 日)</u></p> <p><u>(適用期日)</u></p> <p><u>本改正後の心得は、平成 23 年 1 月 1 日より適用する。</u></p>		<p>たことを担保するもの。</p> <p>Circ. 133 0 の発効日</p> <p>2011.1.1 以降は新造・現存を問わず、改正後の規定に従った記録が必要</p>

○船舶検査心得 2-1 船舶構造規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行	備 考
<p>(同等効力)</p> <p>2.0 (a) ~ (f) (略)</p> <p>(g) (1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 陽極の種類と配置は次のとおりとする。                      (イ) 引火点が 60°C 以下の油を積載するタンク及びこれに隣接しているタンク内に取り付ける陽極は、次によること。                      1) ~ 2) (略)</p> <p>(ロ) ~ (二) (略)</p> <p>(iii) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>心得附則(平成 23 年 1 月 1 日)</u></p> <p><u>(適用期日)</u></p> <p><u>本改正後の心得は、平成 23 年 1 月 1 日より適用する。</u></p>	<p>(同等効力)</p> <p>2.0 (a) ~ (f) (略)</p> <p>(g) (1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 陽極の種類と配置は次のとおりとする。                      (イ) 引火点が 61°C 以下の油を積載するタンク及びこれに隣接しているタンク内に取り付ける陽極は、次によること。                      1) ~ 2) (略)</p> <p>(ロ) ~ (二) (略)</p> <p>(iii) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	

○船舶検査心得 3-1 船舶設備規程

(傍線の部分は改正部分)

備考	現行	改正後
	<p>第6章 脱出設備 (非常照明装置)</p>	<p>第6章 脱出設備 (非常照明装置)</p>
	<p>122-6-1.1(a) (略)</p>	<p>122-6-1.1(a) (略)</p>
	<p>(b) 第5号の「その他管海官庁が必要と認める場所」は、次に掲げる場所とすること。</p>	<p>(b) 第5号の「その他管海官庁が必要と認める場所」は、次に掲げる場所とすること。</p>
	<p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p>
	<p>(5)引火性液体 (引火点が摂氏 <u>61</u>度以下の液体をいう。)を運送するタンカー又はタンク船の貨物ポンプ室</p>	<p>(5)引火性液体 (引火点が摂氏 <u>60</u>度以下の液体をいう。)を運送するタンカー又はタンク船の貨物ポンプ室</p>
	<p>を運送するタンカー又はタンク船の貨物ポンプ室</p>	<p>を運送するタンカー又はタンク船の貨物ポンプ室</p>
	<p>(適用期日)</p>	<p><u>心得附則(平成23年1月1日)</u></p>
	<p>本改正後の心得は、平成23年1月1日より適用する。</p>	<p>本改正後の心得は、平成23年1月1日より適用する。</p>

○船舶検査心得 3-3 船舶消防設備規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>57.4(a) 「管海官庁が差し支えないと認める場合」とは、油タンカ 一が次に掲げる要件に適合する場合をいう。 (1) (略) (2) 密閉容器試験による引火点が 60℃以下の原油又は石 油生成品であってレイド蒸気圧が大気圧よりも低いも のと同様の火災の危険性を有する液体製品のみを輸送 するものであること。 (3)～(4) (略)</p> <p>(b) (略)</p> <p><u>心得附則(平成 23 年 1 月 1 日)</u> (適用期日) <u>本改正後の心得は、平成 23 年 1 月 1 日より適用する。</u></p>	<p>57.4(a) 「管海官庁が差し支えないと認める場合」とは、油タンカ 一が次に掲げる要件に適合する場合をいう。 (1) (略) (2) 密閉容器試験による引火点が 61℃以下の原油又は石 油生成品であってレイド蒸気圧が大気圧よりも低いも のと同様の火災の危険性を有する液体製品のみを輸送 するものであること。 (3)～(4) (略)</p> <p>(b) (略)</p>	

○船舶検査心得 5-1 危険物船舶運送及び貯蔵規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>(工事) 5.2&amp;4(a) 「引火性若しくは爆発性の蒸気を発する物質」のうちには、危険物以外のもの(例：引火点が60℃をこえる液体類)も含まれている。</p>	<p>(工事) 5.2&amp;4(a) 「引火性若しくは爆発性の蒸気を発する物質」のうちには、危険物以外のもの(例：引火点が61℃をこえる液体類)も含まれている。</p>	
<p>(危険物取扱規程の供与)</p>	<p>(危険物取扱規程の供与)</p>	
<p>5.8-1(a)~(c) (略)</p> <p>(d) (1) (i)~(x) (略) (xi) 貨物タンク以外の区画のタンクへの積載タイプ1G船又は2G船が要求される貨物を貨物タンクに積載している場合、引火点が60℃以下の液体を、貨物タンクと外板又は貨物タンク相互の船首尾方向の区画に配置されたタンクで運送しないこと。</p> <p>(xii) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(貨物油ポンプ)</p>	<p>5.8-1(a)~(c) (略)</p> <p>(d) (1) (i)~(x) (略) (xi) 貨物タンク以外の区画のタンクへの積載タイプ1G船又は2G船が要求される貨物を貨物タンクに積載している場合、引火点が61℃以下の液体を、貨物タンクと外板又は貨物タンク相互の船首尾方向の区画に配置されたタンクで運送しないこと。</p> <p>(xii) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(貨物油ポンプ)</p>	
<p>345.2(a) 第1号ただし書の規定によりガス密構造の隔壁を必要としない場合は、長さ45m未満の船舶における次の各号に適合する場所とする。 (1)引火点60℃をこえる燃料を使用するディーゼル機関又は電気始動の焼玉機関以外の原動機が設置されていないこと。</p> <p>(2)~(4) (略)</p> <p>心得附則(平成23年1月1日)</p> <p>(適用期日)</p> <p>本改正後の心得は、平成23年1月1日より適用する。</p>	<p>345.2(a) 第1号ただし書の規定によりガス密構造の隔壁を必要としない場合は、長さ45m未満の船舶における次の各号に適合する場所とする。 (1)引火点61℃をこえる燃料を使用するディーゼル機関又は電気始動の焼玉機関以外の原動機が設置されていないこと。</p> <p>(2)~(4) (略)</p>	



○船舶検査心得 6-1 船舶機関規則 (傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考																																										
<p>9.4(a)~(b) (略)</p> <p>(c) 引火点 <u>60</u>°C以下の燃料油タンク (船体の一部を形成しないものに限る。) 及びこし器の油受は、金網で覆われたものであること。 (低引火点の燃料油に係る補機及び管装置)</p> <p>71.0(a) (略)</p> <p>(b) 本条の規定に従う以外に引火点 <u>60</u>°C以下の燃料油は使用されていけないこと。</p>	<p>9.4(a)~(b) (略)</p> <p>(c) 引火点 <u>61</u>°C以下の燃料油タンク (船体の一部を形成しないものに限る。) 及びこし器の油受は、金網で覆われたものであること。 (低引火点の燃料油に係る補機及び管装置)</p> <p>(略)</p> <p>本条の規定に従う以外に引火点 <u>61</u>°C以下の燃料油は使用されていけないこと。</p>																																											
<p>附属書 1 用語の定義</p>	<p>附属書 1 用語の定義</p>																																											
<p>32</p> <p>2 類管</p> <p>1 類管以外の管</p>	<p>32</p> <p>2 類管</p> <p>1 類管以外の管</p>																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する液体の種類</th> <th>最高使用圧力</th> <th>最高使用温度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油</td> <td>0.69MPa を超える範囲</td> <td><u>60</u>°Cを超える範囲</td> </tr> <tr> <td>蒸気</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>水及び空気</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>潤滑油 (操作油及び熱媒油を含む。)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>アンモニア</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>LPG、LNG 等の液化ガス</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	使用する液体の種類	最高使用圧力	最高使用温度	燃料油	0.69MPa を超える範囲	<u>60</u> °Cを超える範囲	蒸気		(略)	水及び空気		(略)	潤滑油 (操作油及び熱媒油を含む。)	(略)	(略)	アンモニア		(略)	LPG、LNG 等の液化ガス	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する液体の種類</th> <th>最高使用圧力</th> <th>最高使用温度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油</td> <td>0.69MPa を超える範囲</td> <td><u>61</u>°Cを超える範囲</td> </tr> <tr> <td>蒸気</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>水及び空気</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>潤滑油 (操作油及び熱媒油を含む。)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>アンモニア</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>LPG、LNG 等の液化ガス</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	使用する液体の種類	最高使用圧力	最高使用温度	燃料油	0.69MPa を超える範囲	<u>61</u> °Cを超える範囲	蒸気		(略)	水及び空気		(略)	潤滑油 (操作油及び熱媒油を含む。)	(略)	(略)	アンモニア		(略)	LPG、LNG 等の液化ガス	(略)	(略)	
使用する液体の種類	最高使用圧力	最高使用温度																																										
燃料油	0.69MPa を超える範囲	<u>60</u> °Cを超える範囲																																										
蒸気		(略)																																										
水及び空気		(略)																																										
潤滑油 (操作油及び熱媒油を含む。)	(略)	(略)																																										
アンモニア		(略)																																										
LPG、LNG 等の液化ガス	(略)	(略)																																										
使用する液体の種類	最高使用圧力	最高使用温度																																										
燃料油	0.69MPa を超える範囲	<u>61</u> °Cを超える範囲																																										
蒸気		(略)																																										
水及び空気		(略)																																										
潤滑油 (操作油及び熱媒油を含む。)	(略)	(略)																																										
アンモニア		(略)																																										
LPG、LNG 等の液化ガス	(略)	(略)																																										
<p>附属書 10 小型ボイラ等の基準</p>	<p>附属書 10 小型ボイラ等の基準</p>																																											

改 正 案	現 行	備 考
<p>1~2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(i)~(vi) (略)</p> <p>(vii)管、弁、膨脹タンクの材料、構造、配置等について は、引火点 <u>60</u>°Cを超える燃料油装置に準ずること。</p> <p>(viii) (略)</p> <p>(ix) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>1~2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(i)~(vi) (略)</p> <p>(vii)管、弁、膨脹タンクの材料、構造、配置等について は、引火点 <u>61</u>°Cを超える燃料油装置に準ずること。</p> <p>(viii) (略)</p> <p>(ix) (略)</p> <p>4 (略)</p>	
<p>附属書 11 補機及び管装置</p>		
<p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(i) (略)</p> <p>(イ)</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>(ハ)引火点<u>60</u>°C以下の油を使用するものではないこと。</p> <p>(ii) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(略)</p> <p>3~8 (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(i) (略)</p> <p>(イ)</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>(ハ)引火点<u>61</u>°C以下の油を使用するものではないこと。</p> <p>(ii) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(略)</p> <p>3~8 (略)</p>	
<p>心得附則(平成 23 年 1 月 1 日)</p>		
<p>(適用期日)</p> <p>本改正後の心得は、平成23年1月1日より適用する。</p>		

○船舶検査心得 9-1 小型船舶安全規則 (傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行	備 考																																																
<p>第3章 機関 第3節 補機及び管装置 (燃料油装置の構造等)</p> <p>35.1(a) 「鋼板又はこれと同等以上の材料」とは、次によること。 (1) (略) (i) (略) (ii) (略) 表35.1&lt;1&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材料</th> <th>最小板厚 (mm)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼板 (JIS G 3101, 3106 等)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>アルミ板 (JIS H 4000)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>銅ニッケル合金 (JIS H 3216)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ステンレス鋼 (オーステナイト系)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ステンレス鋼 (フェライト系)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>FRP</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 *1. 鉄鋼の場合は、外面に防食塗料をすること。また引火点60℃未満の燃料油に用いる場合はタンク内面も亜鉛メッキ又はこれと同等以上の防食措置を施すこと。</p>	材料	最小板厚 (mm)	備考	鋼板 (JIS G 3101, 3106 等)	(略)	(略)	アルミ板 (JIS H 4000)	(略)	(略)	銅ニッケル合金 (JIS H 3216)	(略)	(略)	ステンレス鋼 (オーステナイト系)	(略)	(略)	ステンレス鋼 (フェライト系)	(略)	(略)	FRP	(略)	(略)	その他のもの	(略)	(略)	<p>第3章 機関 第3節 補機及び管装置 (燃料油装置の構造等)</p> <p>35.1(a) 「鋼板又はこれと同等以上の材料」とは、次によること。 (1) (略) (i) (略) (ii) (略) 表35.1&lt;1&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材料</th> <th>最小板厚 (mm)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼板 (JIS G 3101, 3106 等)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>アルミ板 (JIS H 4000)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>銅ニッケル合金 (JIS H 3216)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ステンレス鋼 (オーステナイト系)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ステンレス鋼 (フェライト系)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>FRP</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 *1. 鉄鋼の場合は、外面に防食塗料をすること。また引火点61℃未満の燃料油に用いる場合はタンク内面も亜鉛メッキ又はこれと同等以上の防食措置を施すこと。</p>	材料	最小板厚 (mm)	備考	鋼板 (JIS G 3101, 3106 等)	(略)	(略)	アルミ板 (JIS H 4000)	(略)	(略)	銅ニッケル合金 (JIS H 3216)	(略)	(略)	ステンレス鋼 (オーステナイト系)	(略)	(略)	ステンレス鋼 (フェライト系)	(略)	(略)	FRP	(略)	(略)	その他のもの	(略)	(略)	
材料	最小板厚 (mm)	備考																																																
鋼板 (JIS G 3101, 3106 等)	(略)	(略)																																																
アルミ板 (JIS H 4000)	(略)	(略)																																																
銅ニッケル合金 (JIS H 3216)	(略)	(略)																																																
ステンレス鋼 (オーステナイト系)	(略)	(略)																																																
ステンレス鋼 (フェライト系)	(略)	(略)																																																
FRP	(略)	(略)																																																
その他のもの	(略)	(略)																																																
材料	最小板厚 (mm)	備考																																																
鋼板 (JIS G 3101, 3106 等)	(略)	(略)																																																
アルミ板 (JIS H 4000)	(略)	(略)																																																
銅ニッケル合金 (JIS H 3216)	(略)	(略)																																																
ステンレス鋼 (オーステナイト系)	(略)	(略)																																																
ステンレス鋼 (フェライト系)	(略)	(略)																																																
FRP	(略)	(略)																																																
その他のもの	(略)	(略)																																																

改正後	現行	備考
<p>*2. (略) *3. (略)</p> <p>(2) (略) (3) (略)</p>	<p>*2. (略) *3. (略)</p> <p>(2) (略) (3) (略)</p>	
<p><u>心得附則(平成23年1月1日)</u> <u>(適用期日)</u> <u>本改正後の心得は、平成23年1月1日より適用する。</u></p>		